

広島市規則第 5 1 号

令和 7 年 6 月 2 6 日

広島市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防局消防職員委員会規則の一部を改正する規則

広島市消防局消防職員委員会規則（平成 8 年広島市規則第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する」を「1 回以上開催するものとする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。